

## 一般販売条件／アジア太平洋地域

### A. 適用範囲

本書に含まれるこの販売条件（以下「条件」といいます）は、別途書面に記載した条件との矛盾がない限り、KRAIBURG TPE Technology (M) Sdn Bhd、KRAIBURG TPE China Co. Ltd、KRAIBURG TPE Private Limited、およびその子会社（以下「売主」という）および買主（以下「買主」という）により行われたすべての見積もり、申し出、および供給、ならびに承諾された発注に適用されるものとします。買主が一方的に課した一般的な条件の適用性は、本契約書により明示的に否定されます。

### B. 申し出と価格

1.

申し出で指定された価格には、別段の指定がない限り、付加価値税、または同等の税金（GST、消費税、物品税、輸入税、または取引高税）または製品の製造もしくは販売に適用されるその他の税金（以下「税金」という）は含まれません。

2.

税金は、売主が関連する法規制を遵守するために、販売価格を請求した場合、売主により販売価格に付加され、買主が適切な非課税証明書を売主に提供しない場合、買主により支払われます。

3.

売主は随時、買主に書面の通知を送ることにより価格、支払条件、または出荷条件を改定することができます。かかる変更は、次回の出荷から有効になるものとします。

### C. 発注と納品

1.

受注したすべての販売注文は、売主による注文確認書の承諾を受けます。注文確認書に記載された数量と商品（以下「商品」という）は、買主と売主の契約上の義務です。確認済みの数量の調整は、売主が放棄しない限り、売主の事前の書面による同意が必要です。

2.

納品は、契約で合意した通りに遂行されるものとします。一般的な納品条件は、契約が締結された時点で有効なインコタームズに従って解釈されるものとします。

3.

売主が納品のために指定した日時は、おおよその日時に過ぎず、売主は、買主への商品の納

品の遅延から直接的または間接的に生じたか否かにかかわらず、破損または損失を補償する責任を負わないものとします。

4.

売主による納品が遅れたか、または速やかに商品を納品できなかったとしても、納品が合理的な時間に遂行されることを条件として、買主は納品を受け入れ、商品に全額を支払うものとします。

5.

出荷された数量と注文した数量との間に（10%を超えない）差異がある場合でも、買主は販売注文を遵守したものと見なされ、規定された価格が引き続き完全に適用されるものとします。

6.

買主は、納品時に商品を点検し、受領日から 14

日以内に、売主に欠陥、数量の不足、破損、または説明もしくはサンプルとの不一致があった場合にはその申し立てを行うものとします。

7.

契約に従って買主に納品された商品は、売主による完全な裁量で決定される条件に従って売主の事前の書面による承認がない限り、返品を許可されません。

8.

売主の事前の書面による承認なしに返品された商品は、買主に対して売主が保持している可能性のある権利または救済策を損なうことなく、売主の完全な裁量で、買主の費用負担で買主に返却されるか、または保管されます。

## D. 支払い

1.

期日までに購入価格の支払いが行われなかったことは、買主による契約上の義務の根本的違反と見なされます。

2.

支払いの不履行が発生した場合、買主は自動的に不履行になり、それにより買主は、支払延滞分に対して、月に1.5%または法定金利（いずれか高い方）を課されます。

3.

売主の判断で、買主の財務状況が指定した支払い条件に合致しない場合、売主は、この販売条件を取り消すか、または買主の支払いまたはクレジット条件、あるいはその両方を調整でき、かかる調整は、買主への書面の通知により直ちに有効になるものとします。

4.

売主は、取消し不能な信用状または売主が許容できる銀行保証状により支払いを保証するよう要請することができます。

5.

売主が、未払金の回収のために訴訟を起こす必要が生じた場合、買主は、弁護士費用の全額と訴訟費用を支払うことに同意します。

6.

売主は、買主の全額の、最終的な支払いを受領するまで、商品における担保権または所有権あるいはその両方を保持するものとします。

## E. 商品の内容および品質

1.

売主は随時、商品の仕様に変更を行うことができ、かかる変更には、適用される安全要件および法定要件を遵守すること、または商品の品質もしくは目的への適合性に重大な影響を与えないことが求められます。

## F. 法的責任

1.

いかなる場合も、および前述にもかかわらず、売主の法的責任は、送り状価額の履行のみに限られるものとし、売主は、いかなる場合も、特別な、偶発的もしくは結果的損害、またはあらゆる逸失利益などの（ただしこれらに限定されない）、あらゆる種類の直接的または間接的損害に対する法的責任を負いません。

2.

買主は、買主が売主に苦情を呈した損害に関して、できる限り、かかる損害を制限および／または軽減することが求められます。

3.

この販売条件に基づいた、補償または苦情に対する潜在的な請求権は、商品の納品日から1年以内に、買主により売主に対して書面で請求が提出されなかった場合、自動的に失効するものとします。

## G. 不可抗力

1.

売主は、売主または売主のサプライヤーのいずれかの制御を超えた偶発的出来事の発生による、全部または一部としての、納品の遅延または納品不能に対して法的責任を負わないものとします。これらは、以下の事項を含みますが、これらに限定されるものではありません。

（それらについて実際に宣言が行われているか否かを問いません）：サボタージュ、反乱、暴動またはその他の一般市民の不服従、内乱、輸送不能または輸送の遅延、政府または政府機関または政府の下部組織の行為、テロ行為、訴訟、労働争議、通信障害または停電、事故、火災、爆発、洪水、嵐、地震、またはその他の天変地異、労働力、燃料、原料、または機械的もしくは技術的障害、または売主の合理的な制御を超えたその他の理由

2.

想定される納品日は、本条項に基づいて発生した遅延と同じ時間延長されると見なされるものとしします。

3.

商品に不足があった場合、売主は、単独の裁量で、売主の顧客間に製品と納品を割り当てることができます。

## H. 適用法

1.

書面による別段の合意がない限り、この条件の有効性、履行、および解釈は、本書表紙に示される、売主が法人化され、所在する場所の現地の法律により支配されるものとし、かかる地域はこの取引から発生する紛争に関して、売主に対して起こされる可能性のある訴訟の唯一の管轄区になるものとしします。

2.

この条項は、何らかの理由による条件の満了、解除、または終了後も存続します。

## I. 裁判管轄

1.

この条件から発生する、または関連する紛争は、売主の選択で、売主の主たる事務所または売主の営業所の場所に対して管轄権を有する裁判所で審理されるものとしします。

## J. 契約言語

1.

この条件が、販売契約が締結された言語（契約の言語）に加えて、別の言語で売主に通知される場合、これは単に買主の便宜のためにのみ行われるものです。解釈の差異または不一致がある場合、契約の言語のバージョンが最終的であり、拘束力を持つものとしします。

## K. 限度保証

1.

以下に別段の記載がある場合を除き、売主は、商品が素材および仕上がりにおいて欠陥がないことを保証し、また商品の出荷日または納品日から1年間、売主の発表した仕様または売主が書面で承諾したその他の仕様に従うことを保証するものとしします。

2.

前述の保証は、買主による誤用、不作為、事故、または変更があった商品には適用されません。

3.

買主が欠陥のある商品の受領から 14

日以内に書面で欠陥の申し立てを通知した場合のみ、売主は、かかる商品の調整、修理、または交換を検討します。納品日から 14

日以内に書面の請求通知を提出しなかった場合、買主によるかかる商品に関するすべての請求権が放棄されたと見なされます。売主は、売主が欠陥の申し立てを調査する完全な機会を持たない場合、欠陥に責任を負わないものとします。売主がインボイスまたはその他の文書で、「損傷商品」、「規格外」、または「使用期限超過」と指定した商品に関しては、いかなる場合でも、いかなる調整または返品も検討、提供、または許可されません。本条項は、売主により販売された欠陥のある商品に関するか、またはかかる商品から発生する、売主の唯一かつ排他的な義務および買主の唯一かつ排他的な法的救済を表します。この条件に明示的に記載される保証は、明示または暗黙的な、その他のすべての保証に代わるものです。これは、保証が特に免責される、商品性および特定目的への適合性の暗黙的な保証を含むものですが、それらに限定されるものではありません。売主は、商品が製品仕様に従うことを保証しますが、ただし、商品に商品性があるか、または商品が買主の特定の最終用途目的に適合するという暗黙的な保証は存在しないものとします。

4.

売主は、商品に関連したその他の法的責任を一切負わず、また他者がその他の法的責任を負うことを許可しません。

## L. 補償

1.

買主は、あらゆる係争中またはその恐れのある法的責任、損害賠償、損失、請求、審判、訴因、請求（知的財産権侵害の申し立てを含みます）、買主による商品の実使用あるいは使用意図から直接発生するかもしれないもしくはそれに起因する出費および経費、または合意もしくは契約の履行、不履行もしくは履行の主張、または本条件に基づく表現、保証、契約もしくは合意への違反から、売主、その関連会社、従業員、および代理人を完全に補償し、かつ無害に保つことに無条件に同意します。

## M. 機密情報

1.

法律で義務付けられている場合を除き、いずれの当事者も機密維持すべきことが合理的に知られている他方当事者の情報を使用（本書に基づく義務の履行に関連した目的を除く）、漏洩、または第三者に伝達しないものとします。

## **N. 権利の放棄**

1.

売主が本書に基づくいずれかの権利を行使または実施しない場合でも、かかる権利の放棄と見なされることはなく、随時または以降のその権利の行使または実施を妨げることもありません。

## **O. 契約条項の分離・独立性**

1.

この条件に含まれるいずれかの条項が、裁判所により、違法、無効、または履行不能とされた場合でも、残りの条項の有効性および履行可能性は影響を受けるものではありません。

## **P. 商標および著作権**

1.

買主は、売主もしくはその関連会社の評判の毀損もしくは低下の原因になるか、または原因になる可能性がある行動、または売主もしくは売主の関連会社による商標を損なう行動に従事してはなりません。

## **Q. 終了および解除**

1.

売主は随時、買主に書面の通知を送達すると同時に、この条件の全部または一部を終了でき、売主は、いかなる場合も、かかる終了に起因するあらゆる損失、損害、または出費に対して買主に法的責任を負わないものとします。

**AS: April 2015**